

※本件は、既に地域自立支援協議会内で合意形成を図った上、本市において組織決定した内容の報告になります。

◆ 地域自立支援協議会での意見交換の活性化を図るため、障害福祉課内で組織補正の検討を実施

令和4年度実施した次期計画に伴う関係団体ヒアリングからの自由意見（※一部抜粋）  
「部会がマンネリ化を否めず、自由な意見交換ができる雰囲気ではない。メンバーチェンジや活性化が必要ではないか。」

◆ 専門部会のあり方や実施方法等を整理・補正しました。

これまで、松戸市地域自立支援協議会の場においては、3つの専門部会からそれぞれに意見情報等を聴取してきたが、3つの専門部会が出された意見や情報等を集約・整理する「指定事項調査部会」を新たに松戸市地域自立支援協議会内に設けることで、円滑な議事進行を図ると共に、各委員が整理された情報を元に協議会に臨むことにより、さらなる議論の活性化を図ります。

〔相関図〕

松戸市障害者計画推進協議会（障害者基本法第36条第4項）

所掌事務

- ・ 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること
- ・ 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること 等

計画に対する  
意見を聴く

障害者総合支援法第88条の1第9項

市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

令和5年度第1回松戸市地域自立支援協議会（8月開催予定）時に協議会委員に意見を聴き、意見反映の検討予定

松戸市地域自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項）

所掌事務

- ・ 地域の障害福祉に関するシステムづくりに関する事項
- ・ 地域の関係機関によるネットワークの構築に関する事項
- ・ 相談支援事業の効果的な推進に関する事項 等

組織図 ※条例により定められた附属機関

地域自立支援協議会 【条例に定める“特定事項を調査審議”する部会】

報告

- 付託 日中サービス支援型共同生活援助評価部会
- 付託 委託相談支援事業所評価部会
- 指定事項調査部会（新設）

情報等提供 ↑ ↓ 依頼

組織図 ※要綱により定められた機関

- 【専門部会】 相談支援部会
- 【専門部会】 就労支援部会
- 【専門部会】 こども部会